

太陽 ASG

エグゼクティブ・ニュース 2006 年 8 月 第 42 号

テーマ：スタートした公益通報者保護法とコンプライアンス経営

以下の要旨は 91 秒でお読みいただけます。

要 旨

公益通報者保護法は、今年 4 月 1 日から施行されました。この法律制定のきっかけになったのは、BSE（牛海綿状脳症）対策のための牛肉保管・買上げ事業など、企業不祥事が内部告発によって発覚した例が多かったことです。

制定の趣旨は、労働者が、不正の目的でなく、その労務提供先等について通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を通報した場合にその労働者に対する不利益な扱いを禁止することで、個人の生命・身体や環境その他の国民の利益を保護し、あるいはその侵害を未然に防ごうとするものです。通報先は、①労務提供先もしくは労務提供先があらかじめ定めた者（内部通報）、②権限のある行政機関（監督官庁や捜査機関—行政機関通報）、③被害の発生や拡大防止のために必要であると認められる者（外部通報）の 3 つになります。



通報先によって保護される通報の要件は異なります。通報先が外部になるほど、求められる要件は厳しくなっていきます。したがって、外部通報の場合の加重要件を充たさないようにしておけば、それだけ外部通報は行いにくくなります。この法律は、内部告発を積極的に奨励しているというよりも、公益通報者を保護する仕組みを用意することで、企業内におけるコンプライアンスを遵守する体制を整備したり、それらの意識を高めたりして、内部告発による企業価値の下落、というリスクの発生を未然に防ぐことにあってよいでしょう。

外部通報による企業への外科的療法になる前に、ヘルプラインを整備して、社内で何か問題があれば、経営陣いち早くそれをつかんで、是正できる仕組みを社内につくってください、というのが、この法律の本当のねらいです。

今月は、一橋大学大学院法学研究科 松本恒雄教授に、公益通報者保護法制度の趣旨と対応策のあるべき姿について、解説いただきます。



「太陽 ASG エグゼクティブ・ニュース」バックナンバーはこちらから→ <http://www.gtjapan.com/library/index.html>

本ニュースレターに関するご意見・ご要望をお待ちしております。

太陽 ASG グループ マーケティング コミュニケーション担当 田代知子 Tel: 03-3595-0304 Email: asgMC@gtjapan.com

スタートした公益通報者保護法とコンプライアンス経営

一橋大学大学院法学研究科
教授 松本 恒雄

1. 施行された公益通報者保護法

保護法の目的

公益通報者保護法は、平成 16 年 6 月に成立し、本年 4 月 1 日から施行されている。この法律の目的は、「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することにある（1 条）。

制定のきっかけ

この法律の制定のきっかけになったのは、BSE（牛海綿状脳症）対策のための牛肉保管・買上げ事業における不正行為に典型的に見られるように、企業不祥事が内部告発によって発覚した例が多かったことにある。ただし、この法律自体は、後で見るように、内部告発を積極的に奨励しているとはまでは言えない。

通報者の保護

この法律により、労働者が公益通報したことを理由として、事業者が行った解雇は無効とされ（3 条）、降格、減給その他不利益な取扱いが禁止される（5 条 1 項）。派遣労働者が派遣先の違法行為について公益通報した場合にも、それを理由とした派遣契約の解除が無効とされるほか（4 条）、派遣労働者の交代を求めるとその他の不利益な取扱いが禁止される（5 条 2 項）。このように、公益通報者保護法は、合理的な理由を欠く解雇を権利の濫用として無効とする労働基準法 18 条の 2 の規定を、公益通報に即してより具体化する法律という意味をもっている。

2. 公益通報とは

通報の対象と通報先

法律によって保護される「公益通報」とは、労働者が、不正の目的でなく、その労務提供先等について通報対象事実が生じ、またはまさに生じようとしている旨を通報することである（2 条 1 項）。通報先は、①労務提供先もしくは労務提供先があらかじめ定めた者（内部通報）、②権限のある行政機関（監督官庁や捜査機関—行政機関通報）、③被害の発生や拡大防止のために必要であると認められる者（外部通報）の 3 つに分かれる。

対象となる通報事実

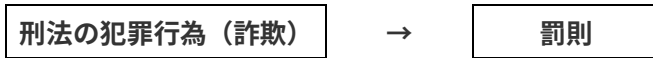
どういう事柄に関する通報であれば保護対象になるかについては、「個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律（別表）に規定する罪の犯罪行為の事実」とされている（2 条 3 項 1 号）。別表には、刑法、食品衛生法、証券取引法、JAS 法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法の 7 つの法律に加えて、政令で法律が指定されることとなっており、本年 4 月 1 日の施行時点で、別表と政令で合わせて 415 の法律が対象となっている。

対象の範囲限定と刑法違反の包含

ただし、「個人の生命、身体、財産その他の利益の保護」に関する法律という限定があることから、このいずれにも入らない利益に関する税法違反（脱税）や政治資金規正法違反などは対象とならない。とはいえ、刑法が入っている点に注意する必要がある。刑法の保護法益は個人的法益のみならず、社会的法益や国家的法益まで広く含んでいる。BSE 対策としての国の食肉の保管・買上げ事業における補助金詐欺は、直接的には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」違反であり、被害者は国で



あるために、公益通報者保護法の対象にならないが、故意に行われている場合は刑法の詐欺罪にも該当する可能性があるから、公益通報者保護法の保護対象に入る。



間接的に罰則で担保されている場合

もう一つ注意すべき点は、法律違反であっても罰則のつかない規定違反は、公益通報者保護法による保護対象にはならないが、「〇〇した者については、罰金〇〇万円」といったような直罰規定の場合に限定されないということである。たとえば、個人情報保護法では、法律違反に対して、主務官庁が是正措置を勧告し、勧告に応じない場合に命令し、命令にも従わない場合によりやうく罰則規定が適用されるという三段階構成になっている。このような場合にも、公益通報者保護法は適用される。したがって、個人情報保護法に違反する形で個人情報を収集したり、利用したりしている事業者は、公益通報を覚悟しなければならない。



3. 通報先ごとの保護の要件の違い

3 段階ある通報先別の保護条件

公益通報者保護法は、報道機関等の外部に対する内部告発を必ずしも積極的に奨励するものではない。それは、この法律が、経営陣の内部通報と、行政機関への通報と、報道機関等への外部通報との3つに区別して、労働者保護に違いを設けていることからうかがわれる。



通報先	労働者が保護されるための要件		
内部通報	不正の目的のないこと	思料すること（信じていること）	
行政機関通報	不正の目的のないこと	信ずるに足りる相当の理由	
外部通報	不正の目的のないこと	信ずるに足りる相当の理由	次のいずれか ＊ 他の通報先への通報では不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由 ＊ 内部通報では証拠隠滅等のおそれがあると信ずるに足りる相当の理由 ＊ 正当な理由なしに公益通報しないことを労務提供先から要求 ＊ 内部通報した日から 20 日経過しても労務提供先が正当な理由なしに調査をしない ＊ 個人の生命・身体への急迫した危険発生を信ずるに足りる相当の理由

すなわち、内部通報の場合の保護要件が一番緩やかであり、不正な目的さえなければ、さして根拠のないことがらであってもよい。これに対して、外部通報の場合には、通報事実が真実であると信ずるについての合理的な理由があることが要求されるほか、社内で一度問題提起をしたけれども、経営陣が耳を傾けてくれないといった、内部通報による是正が期待できないような事情も必要とされている。



トナミ運輸のケースでは・・・

この点で、法律施行前の判決ではあるが、運送業界のヤミカルテルを告発した労働者に不利益な処遇をしていたことが問題とされたトナミ運輸事件判決（富山地裁平成 17 年 2 月 23 日）は、内部告発前の企業内部での違法行為の是正のための努力について、ヤミカルテルが、企業ぐるみで、さらには運送業界全体で行わ

れていたものであることから、管理職でもなく発言力も乏しかった原告労働者が、仮にヤミカルテルを是正するために企業内部で努力したとしても、企業がこれを聞き入れてヤミカルテルの廃止等のために何らかの措置を講じた可能性は極めて低かったとして、「このような被告内部の当時の状況を考慮すると、原告が十分な内部努力をしないまま外部の報道機関に内部告発したことは無理からぬこと」と判断している（この事件は、控訴された後に、本年 2 月 16 日に和解により解決）。経営陣にコンプライアンス意識の欠如した企業は、内部告発されても自業自得だということである。



外部通報基準と内部通報基準の相違による対応策

これは、逆に考えれば、外部通報の場合の加重要件を充たさないようにしておけば、それだけ外部通報は行いにくくなるということである。外部通報による企業への外科的療法になる前に、ヘルプラインを整備して、社内で何か問題があれば、経営陣いち早くそれをつかんで、是正できる仕組みを社内ですべてつくってほしいというのが、この法律の本当のねらいである。企業としてコンプライアンス軽視という生活習慣病にかからないための日常生活の健康法のススめのようなものである。

4. コンプライアンス経営

企業倫理・社会倫理への対応

コンプライアンスとは、狭義では、法律の要求に応じること、すなわち、法令遵守を意味するが、広義では、企業倫理や社会の倫理に応じること、すなわち、明確な法令違反ではないけれども不当と考えられることをしないということも含む。

モニタリングチャンネルの役割

そして、「コンプライアンスを意識した経営」を行うことがコンプライアンス経営である。企業が収益その他の要素のほうに目をとられてしまって、法令・倫理のほうは疎かになりがちであることは、最近のライブドアや村上ファンドのスクandal、明治安田生命、損保ジャパン、三井住友火災による保険金不払い、三井住友銀行による優越的地位を利用した金利スワップ商品販売等の事例からも明らかである。法令倫理遵守の意識をもって経営に臨むことが経営陣に求められているが、外からの目がないと、緊張感に欠け、みず



からを律することも甘くなる。そこで、経営陣の自主的な取組みを補完するものとして、種々の外からの目によるモニタリングが期待されている。モニタリングチャンネルの一つとして、労働者という社内の目を意識させようとするのが、公益通報者保護の制度である。

担い手	手法
経営陣	内部統制
監督官庁	事後規制（業務停止、課徴金等）
株主	株主代表訴訟
消費者	主務大臣への申出権
従業員	公益通報
取引先	サプライ・チェーン・マネジメント
投資家	社会的責任投資（SRI）

モニタリングの担い手と手法

5. 違法事実と是正措置の公表

経営トップのリーダーシップ

公益通報者保護法の求めるコンプライアンス経営の推進のためには、まず、経営トップがその意識をもつことが不可欠である。そして、コンプライアンス委員会などを組織し、その責任者を役員の中から指名し、ヘルプラインと呼ばれている内部通報の相談窓口を設置する。どの部門が担当するかは、企業の実情によって違って来るであろうし、外部の弁護士事務所等に委託することも考えられる。一方、従業員には会社をよ

くするために問題があれば積極的に情報を提供してほしい旨を明確にメッセージとして伝えるとともに、社内啓発・研修が必要となる。

通報者への説明は・・・

公益通報者保護法は、通報した労働者に対してその調査結果を通知するよう努力する義務を課しているが（9 条）、通報者以外の従業員に対しても、問題が是正された後に公表した方が社内の風通しがよくなり、経営陣に対する信頼も厚くなり、ひいては、通報者が保護される要件を備えた外部通報がなされることを防止することにもつながるので、公表すべきであろう。

対外的公表の要否

社外に対して公表することは、違法事実の公表によって、違法行為があったというマイナス面だけの印象が残るのか、それとも、それを早期に是正したというプラス面を評価してもらえるかという難しい問題がある。しかし、世の中は着実に公表の方向に向かっている。その例が、個人情報の漏えい事件の報道が連日新聞等でなされていることに見られる。最近になって個人情報の漏えいが急増したはずはないので、個人情報保護法の全面施行以降、各企業が積極的に事実を公表していることにあると思われる。

6. むすび

事前防止の可能性

昨年 4 月 25 日に兵庫県尼崎市で発生した J R 宝塚線の通勤電車脱線転覆事故後の同年 6 月 23 日に開催された J R 西日本の株主総会で、元運転士だった株主が、「社内では見ざる聞かざる言わざるになるしかない」との趣旨の発言をしたことが報道されている。もし、社内において問題提起ができるルートが確立しており、かつ、鉄道事業において安全が何よりも大事であることを経営陣が認識していれば、このような悲惨な事故は起きなかったかもしれない。

経営陣の意識改革

公益通報者保護法がもっと早く施行されていればこの事故が防げたとは単純には言えない。しかし、公益通報者保護法は、内部告発に至った労働者に不利益を与えることを禁止することを通じて、社内における通報を促進し、通報に真剣に耳を傾けるように経営陣の意識改革をうながしている。

社外への内部告発はやむを得ない場合の手段で、むしろ社内で風通しのよい仕組みが作られることによって、経営陣が問題行為をいち早く察知して自ら是正できるようになれば、企業価値を大きく落とすことなく、違法行為の影響を最小限に抑えることができる。

コンプライアンス経営の外部環境の整備

本年 3 月に改正された東京証券取引所規則による有価証券報告書の適正性に関する代表者の確認書の要求、本年 5 月から施行されている新会社法における内部統制システムの構築義務、本年の通常国会で成立した金融商品取引法における財務書類の適正性の確保のための内部統制報告書に対する公認会計士等による監査（公布の日から 1 年 6 月以内であるので、来年後半には施行）等、経営陣のコンプライアンス経営への義務づけがますます強化されてきている。公益通報者保護法は、このようなコンプライアンス経営をサポートする役割を果たすものである。



公益通報者保護法の内容について、詳しくは、松本恒雄編著『Q&A 公益通報者保護法解説』（三省堂、7 月 25 日発売、2,310 円）をご覧ください。

以上

執筆者紹介：

松本 恒雄

一橋大学大学院法学研究科 教授

1952 年生まれ

1974 年 京都大学法学部卒

同大学院、同助手、広島大学助教授、大阪市立大学助教授を経て 1991 年から一橋大学教授

【主な公職】

国民生活審議会消費者政策部会部会長

消費経済審議会会長

日本工業標準調査会消費者政策特別委員会委員長

ISO/SR 国内委員会委員長

【主な著書】

『マルチラテラル民法』（共著、有斐閣、2002 年）

『情報をめぐる法律・判例と実務』（共編著、民事法研究会、2003 年）

『21 世紀の消費者政策と食の安全』（コープ出版、2003 年）

『日本法への招待』（共編著、有斐閣、2004 年）

『法科大学院ケースブック 民法』（共著、日本評論社、2004 年）

『消費者六法 2005 年版』（共編著、民事法研究会、2005 年）

『個人情報・プライバシー六法〔2005 年版〕』（共編著、民事法研究会、2005 年）